

I 課題の整理について

(1) 取組施策の評価（施策の推進）について

ここでは、第2次処理基本計画に掲げられている取組施策を評価します。

取組施策	評価	今後
1. ごみ減量への意識啓発及び教育の充実		
・環境教育の充実	吉川市環境副読本である「よしの風」の改訂に合わせ実績や施策の最新情報を提供している。また、総合学習時間やアクトプログラム制度を活用した取り組みを実施している。	継続
・意識啓発活動の推進	市広報紙やホームページを利用して最新情報を発信するとともに、自治会やPTA、資源回収団体にごみ減量説明会を実施している。	継続
・グリーン（エコ）商品の利用促進	市広報紙・ホームページ、エコ日よりなどで啓発を行うとともに、吉川市環境配慮率先実施計画に位置付け、取り組みを実施している。	継続
・ふれあい（パートナー）収集の実施	平成19年1月に実施要綱を制定し、事業名称を「パートナー収集」として、平成19年4月から実施している。今後も安定的・継続的に収集を実施していく必要がある。	継続
・美化活動の推進	江戸川クリーン大作戦と彩の国ごみゼロ県民運動を統合した「市内一斉美化運動」を毎年実施しており、その他地域美化活動を行う団体に対しても、ごみ袋などを提供している。	継続
2. ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み		
・生ごみ処理機の普及促進	平成23年度末までに累計で448機の購入補助を実施しました。近年、補助交付機数が減少傾向となっているため、ごみ減量説明会などで普及・啓発活動を実施しているが、制度の見直しの必要がある。	継続
・（集団）資源回収の推進	平成2年度から資源回収奨励補助金制度を実施している。当初は、古紙類の他にかんやびんを対象としていたが、市民に分別意識が根付いた段階で、補助対象物を変更しながら継続して実施している。今後、資源化を促進させるため、制度拡大の必要がある。	継続
・マイバック運動の推進	継続的に街頭キャンペーン（年2回）や出前講座、市民まつりでの啓発活動を実施している。	継続
・ごみ処理有料化の検討	平成21年度に廃棄物減量等推進審議会から有料化についての答申を受けていますが、年々ごみ排出量が減少している現状であるため、実施には至っていません。今後、ごみの排出量が増加傾向に陥った場合には、導入等の検討を行います。	検討
・事業系ごみの排出者指導	東埼玉資源環境組合が実施する内容物調査に立会い、その調査結果に基づき、排出事業者に対し指導を行っている。	継続
3. ごみ資源化の推進		
・容器包装リサイクル法への対応	容器包装リサイクル法に基づく第6期吉川市分別収集計画を策定し、ごみ減量への意識啓発、資源ごみの分別促進、廃棄物減量等推進員との協働、エコ・ショップ認定制度の推進などの取り組みを実施している。	継続
・リサイクル可能なごみの分別	ごみ減量説明会などを通じて、市民に分別・排出抑制を呼びかけている。また、平成18年度からは、ペットボトルの分別収集を開始するなど、分別品目の拡大を行っている。今後、資源化率の向上のため、さらなる分別項目の拡大の必要がある。	継続
・資源ごみコンテナ収集地域の拡大	開発などにより新たに設置されたごみ集積所にごみコンテナの設置を進めている。また、ごみ減量説明会で市民に直接使用例などを説明しながら設置を推進している。	継続
4. ごみ処理施設の計画的な整備		
・東埼玉資源環境組合との連携	東埼玉資源環境組合を構成する近隣5市1町で組織する事務連絡協議会で連携しながら、ごみ減量化などの取り組みを実施している。	継続
・環境センターの改修	市が定める実施計画に基づき、計画的に施設修繕等を実施している。今後は、運営面での効率化を図るため、民間委託への切り替えを進めていくことが必要となる。	継続

(2) 課題の整理について

第2次処理基本計画の成果や新たな社会的な問題を踏まえ、今後の廃棄物処理の課題を次のとおり整理します。

* 1 発生抑制・排出抑制・資源化の推進

第2次処理基本計画における「循環型社会をめざして」に向けては、確実な進展を図りながらも、さらなるごみ減量・資源化を推進し、地球環境等にも配慮した持続可能な循環型社会をめざした取り組みを進めることが課題となります。

* 2 適正処理の推進

市民の分別排出の協力などによりごみの減量に一定の成果を上げていますが、さらなる市民の理解と協力を得るために積極的な情報提供を行うとともに効率化を推進し、安定・継続的に廃棄物の適正処理を実施していくことが課題となります。

また、事業者や許可業者に対しても廃棄物処理法に基づく適正なごみ処理のあり方等について、周知・啓発活動を実施することも必要となります。

* 3 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築

廃棄物の処理は、廃棄物処理法に規定されているとおり、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが基本となります。そのためには、今後も安定・継続的な収集運搬及び処理体制を維持するとともに、より効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築が必要となります。

* 4 環境負荷の低減化に対する取り組み

地球規模での環境問題が重視されるなかで地球温暖化対策は、あらゆる場面で実施することが求められています。廃棄物の処理にあたっては、ごみの発生量を抑制していくことが最も重要となり、その上で温室効果ガスなどの低減に配慮したごみの収集運搬や処理、処分が課題となります。

(3) 基本方針を達成するための施策について

本市では、基本方針で掲げた目標を達成するため、次の6点についての取り組みを推進します。

* 1 ごみの発生抑制・排出抑制の推進

ごみの発生抑制・排出抑制の意識付けを行うために、引き続き3R+2R（リデュース（リフューズ）、リユース（リペア）、リサイクル）の普及活動を積極的に行います。また、事業者責任による発生抑制の促進を図るため、分別排出の徹底など排出者への指導も実施します。

* 2 ごみ資源化の推進

家庭から不要物として排出されたものについては、積極的な資源化を図るとともに、なるべく廃棄物として処理・処分しないよう、新たな資源化方策や資源化品目についての検討を行います。

* 3 適正処理の推進

廃棄物処理法に基づく適正なごみ処理のあり方等について、事業者や許可業者に対して直接的な指導を実施します。また、不法投棄や資源物持ち去り防止対策に努めるとともに、災害廃棄物に適正処理体制の構築を図ります。

* 4 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築

ごみの収集運搬車両・人員の配置や収集回数、民間委託への変更など抜本的な見直しを検討します。また、効果的なごみ処理を図るため、市民や事業者に対してごみの出し方などの啓発活動に努めます。

* 5 環境負荷の低減化に対する取り組み

ごみの収集運搬や処理、処分に伴う環境負荷を低減するための取り組みを進めるとともに、事業者や委託業者に対しても、同様の取り組みを求めていきます。

* 6 市民・事業者・行政の連携促進

市民・事業者・行政三者におけるネットワークを構築し、ごみ減量・資源化活動のための協働体制・組織づくりを検討する。また、地域で活動する廃棄物減量等推進員と協働しながら、地域住民の廃棄物処理に対する理解を深める取り組みを行います。

Ⅱ 具体的な施策について

(1) 施策体系図について

1 発生抑制・排出抑制の推進 (重点)	
(1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実	
① 子どもに対する環境教育の推進	
② 意識啓発活動の推進	
③ エコショップ認定制度の充実	
④ パートナー収集の実施	
⑤ 美化活動の推進	
(2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み	
① ごみダイエット・チェックシートの普及	
② マイバック運動の推進	
③ コンテナ収集地域の拡大	
④ ペットボトル回収用ネット袋の普及・拡大	
⑤ 事業系ごみの排出指導	
⑥ ごみ処理有料化の検討	

2 ごみ資源化の推進 (重点)	
① 生ごみ処理機の普及促進	
② 資源回収の促進	
③ 雑がみリサイクルの推進	
④ 容器包装リサイクル法への対応	
⑤ 発泡スチロールリサイクル事業の検討	
⑥ 廃家電製品のリサイクル	
⑦ リサイクルシステムの確立	
⑧ 剪定枝・刈草の資源化の促進	

3 適正処理の推進	
① 事業者に対する適正処理の指導	
② 不法投棄対策の実施	
③ 資源物持ち去り防止対策の実施	
④ 災害廃棄物などの適正処理体制の構築	

4 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築	
① ごみ処理体制の見直し	
② 清掃作業の直営と民間委託の見直し	
③ 許可業者に対する指導と研修	
④ 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発	
⑤ 作業員に対する安全教育	

5 環境負荷の低減化に対する取り組み	
① ごみ収集車による環境負荷の低減化	
② ごみ処理による環境負荷の抑制	
③ 温室効果ガス排出抑制対策の実施	
④ 3 R から 5 R への転換啓発活動の充実	
⑤ グリーン（エコ）商品の利用促進	

6 市民・事業者・行政の連携促進	
① 廃棄物減量等推進員のさらなる活用	
② ごみ減量等ネットワークの構築	

*具体的な施策「(8) その他」で示している「①～④」については、別に項目立てをして計画に盛り込みます。

(8) その他

- ① 東埼玉資源環境組合及び構成市町との連携強化
- ② 廃棄物処理サービスに対する市民満足度の向上
- ③ 市民1人当たり年間処理経費の削減（一般廃棄物会計基準の導入）
- ④ 環境センターの将来展望

(2) 具体的な取組内容

* 1 ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

① 子どもに対する環境教育の推進

- ・環境副読本「よしの風」の充実を図る。
- ・ごみ減量の出前講座を実施する。
- ・アダプトプログラム制度を活用する。
- ・親子エコツアーを実施する。(組合工場や民間リサイクル業者等の見学)
- ・環境センターを活用し、施設見学や職場体験を積極的に実施する。
- ・小学校や中学校に対し、環境に関するポスターコンクールなど活用を依頼する。

② 意識啓発活動の推進

- ・情報発信の充実を図る。
- ・出前講座の実施及び講座開催を支援する。

③ エコショップ認定制度の充実

- ・エコショップのPRと活用を図る。
- ・エコショップ認定制度の活性化を図る。(事業化の検討)

④ パートナー収集の実施

- ・パートナー収集を継続して実施する。(声かけや通報など付帯サービス有)

⑤ 美化活動の推進

- ・市内一斉美化運動及び地域美化活動を継続するとともに、実施団体に対する支援を行う。

* 2 ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み

① ごみダイエット・チェックシートの普及

- ・各家庭におけるごみ減量活動を支援するため、出前講座や説明会等で「ごみダイエット・チェックシート」について紹介するとともに、ホームページなども活用しながら普及に努める。

② マイバック運動の推進

- ・マイバック推進キャンペーンを実施する。
- ・レジ袋の削減に向けた取り組みを実施する。(事業者との協定制度創設など)

③ ごみコンテナ収集地域の拡大

- ・設置集積所数の拡大に努めるとともに、コンテナ利用ルールの周知徹底を図る。

- ④ ペットボトル回収用ネット袋の普及・拡大
 - ・ 設置集積所数の拡大に努めるとともに、ネット袋利用ルールの周知徹底を図る。
- ⑤ 事業系ごみの排出指導
 - ・ 事業者向けリーフレットを作成し、吉川市商工会を通して配布するなど、事業系ごみの排出指導を行う。(分別排出の徹底など排出者指導)
 - ・ 多量排出事業者へ減量計画書の提出を求める。
 - ・ 事業者責任による発生抑制の促進を図る。
 - ・ 拡大生産者責任によるごみ発生抑制の仕組みづくりの促進を図る。
- ⑥ ごみ処理有料化の検討
 - ・ ごみ減量施策等の効果分析を行う必要があることから、東埼玉資源環境組合構成市町と連携を図りながら導入時期等について検討する。

* 3 ごみ資源化の推進

- ① 生ごみ処理機の普及促進
 - ・ PRの充実を図るとともに、補助金交付を継続して実施する。
 - ・ 生ごみ処理容器に対する助成拡大を実施する。
 - ・ 生ごみ(厨芥類)の再資源化に関し、堆肥の有効活用まで含めた制度づくりや(仮称)よしかわ生ごみリサイクルプランの作成について検討する。
- ② 資源回収の促進
 - ・ PRの充実を図るとともに、補助金交付を継続して実施する。
 - ・ 資源回収実施団体に対し、ごみ減量説明会を実施し効果の拡大を図る。
- ③ 雑がみリサイクルの推進
 - ・ 雑がみの具体例、分別方法などをわかりやすく市民に周知する。
- ④ 容器包装リサイクル法への対応
 - ・ 分別収集項目の見直しを検討する。(白色トレイなどの拠点回収)
 - ・ 事業者による資源回収を奨励する。(店頭回収等の促進)
- ⑤ 発泡スチロールリサイクル事業の検討
 - ・ 家庭で使用した発泡スチロール製の食品トレイなどのモデル的な資源化事業の実施を検討する。
- ⑥ 廃家電製品のリサイクル
 - ・ 平成18年6月から民間業者への委託により、電子レンジ、ミニコンポ、ビデオデッキ、ラジカセなどの廃家電製品のリサイクルを実施している。

- ・国の動向を踏まえ小型家電リサイクル法の適正実施に努める。
- ⑦ リサイクルシステムの確立
- ・資源物の定期回収や資源回収ボックスの設置など、リサイクルシステムの確立に努める。
 - ・市が回収するリサイクル項目(品目)の拡大について検討する。
- ⑧ 剪定枝・刈草の資源化の促進
- ・剪定枝チップ機の貸出制度の創設について検討する。
 - ・購入補助金制度の創設について検討する。
 - ・(東埼玉資源環境組合堆肥化施設及び環境センターへの直接搬入を推進し、資源化を図る。)

* 4 環境負荷の低減化

- ① ごみ収集車による環境負荷の低減化
- ・収集効率の改善、ごみ収集車両の適切な維持管理、低公害車の導入等により、ごみ収集車の走行に伴う環境負荷の低減化を図る。また、本市がごみの収集運搬を委託または許可している業者に対しても、同様の取り組みを求める。
- ② ごみ処理による環境負荷の抑制
- ・ごみの排出抑制、ごみ処理施設の適切な維持管理等により、ごみ処理に伴う環境負荷の抑制を図る。
- ③ 温室効果ガス排出抑制対策の実施
- ・ごみの減量化、資源化の推進により焼却量の低減、収集運搬の効率化等により、温室効果ガスの排出量を削減して地球温暖化防止に努める。
- ④ 3 Rから5 Rへの転換啓発活動の充実
- ・3 Rから5 Rに転換し推進することで、ごみを減量するだけでなく、さまざまな環境への負荷を低減する効果が見込まれることから、市民の皆さんがごみ減量のために行う行動がどのくらい温室効果ガスを減らし、地球温暖化防止に効果があるのか積極的な啓発に努める。
- ⑤ グリーン(エコ)商品の利用促進
- ・グリーン(エコ)商品の利用促進を図るためのPRを充実する。
 - ・市の取り組みとしては、引き続きエコオフィス吉川の充実に努める。(第3次吉川市環境配慮率先実行計画)

* 5 適正処理の推進

① 事業者等に対する適正処理の指導

- ・ 廃棄物処理法に基づく適正なごみ処理のあり方等について、事業者や許可業者に対して直接的な指導を実施するなど、事業者の自己責任を徹底する。

② 不法投棄対策の実施

- ・ 継続的にパトロールを実施する。
- ・ 被害を受けている場所の土地所有者、管理者への指導や投棄物の撤去を依頼する。
- ・ 不法投棄防止看板の作成及び配布を行う。

③ 資源物持ち去り防止対策の実施

- ・ 継続的にパトロールを実施し、市条例に基づき、持ち去り行為者に対して中止命令及び告発を行う。
- ・ 持ち去り禁止看板の配布及び設置を行う。

④ 災害廃棄物などの適正処理体制の構築

- ・ 災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害発生時において、より迅速かつ適正な処理体制の構築を図る。

* 6 効率的かつ効果的なごみ処理体制

① ごみ処理体制の見直し

- ・ 吉川美南駅周辺開発を勘案し、収集運搬車両・人員の配置や収集回数の変更など抜本的な見直しを検討する。

② 清掃作業の直営と民間委託の見直し

- ・ 現在「直営方式」で実施している一部のごみ収集や施設の運転管理等の清掃作業については、経済効率の向上、環境清掃産業の育成等の観点から、効果的な市職員の人員体制となるよう、適宜「委託方式」に切り替えを行う。

③ 許可業者に対する指導と研修

- ・ 本市の許可業者に対し、基準に基づいた適切な搬入が行われるように、引き続き指導を行い、搬入ごみの適正管理の徹底を図る。

④ 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発

- ・ 清掃作業における労働安全の確保と効率的なごみ処理を図るため、引き続き市民や事業者に対してごみの出し方の啓発を実施する。

⑤ 作業員に対する安全教育

- ・ 市職員及び委託業者に対する安定的な安全教育を実施する。

* 7 市民・事業者・行政による協働の取り組み

① 廃棄物減量等推進員のさらなる活用

- ・ ゴミ減量啓発事業や各種イベントにおいて廃棄物減量等推進員を積極的に活用する。また、廃棄物減量等推進員に対して、市の清掃事業について理解を深めてもらうため、3R（5R）や清掃事業関連の情報を提供する。
- ・ 廃棄物減量等推進員の活動を通じて、地域住民の清掃事業に対する意見を把握することで、市民と市のパイプ役としての役割を求める。

② ゴミ減量等のネットワークの構築（市民・事業者・行政の三者連携の促進）

- ・ 市民・事業者・行政三者におけるネットワークを構築し、ゴミ減量・資源化活動のための協働体制・組織づくりを検討する。

* 8 その他

① 東埼玉資源環境組合及び構成市町との連携強化

- ・ 引き続きスラグの有効利用や現状で埋め立てを行っている焼却灰やばいじんの再資源化を要望する。また、東埼玉資源環境組合事務連絡協議会などの場を活用し、ゴミ減量等に係る広域的な取り組みについて検討する。

② 廃棄物処理サービスに対する市民満足度の向上

- ・ アンケートの実施などにより市民満足度の測定を行い、向上に向けた取り組みを行う。

③ 市民1人当たり年間処理経費の削減（一般廃棄物会計基準の導入）

- ・ 国の示す一般廃棄物会計基準の導入について検討する。

④ 環境センターの将来展望

- ・ 本市の不燃物処理施設は竣工後17年を経過し、施設の老朽化や機能の低下が見られることから、早い段階で具体的な施設整備（修繕等）計画を作成・実施する必要があります。また、施設の運転管理等については、平成27年度から業務委託に切り替えるための準備を進める。